

月額割サービス規約

株式会社ノジマ

株式会社ノジマ(以下「当社」といいます。)は、以下に定める月額割サービス規約(以下「本規約」といいます。)に従い、月額割(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第1条(本規約の取り扱い)

本規約に定める規定はサービス約款に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについてはサービス約款に記載されている内容によるものとします。また、サービス約款と本規約の内容が異なる場合は、本サービスに限り本規約の内容が優先して適用されるものとします。

2. 当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。
3. 変更後の本規約は、当社ホームページにおいて掲示された時点より、効力を生じるものとします。
4. 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、サービス約款の用語の定義によるものとします。

第2条(用語の定義)

本規約において用いられる以下の用語は、それぞれ以下に記載する意味で使用します。

用語	用語の意味
サービス約款	当社が別に定める nojima mobile YM 契約約款(LTE 編)、nojima mobile YM 契約約款(4G 編)および nojima mobile YM 契約約款(データ通信サービス編)
契約者	当社とサービス約款に基づくサービスの利用契約を締結している者
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約
利用契約者	当社と本契約を締結している者
本サービス取扱所	(1)nojima mobile YM(以下「通信サービス」といいます。)、本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託により本サービスおよび通信サービスに関する契約事務等を行う当社の事業所

第3条(本サービスの内容)

本サービスは、通信サービス契約を新たに当社と締結する者または契約者が、当社が指定する移動機の購入と同時に、別に定める加入条件(以下総じて「指定条件」といいます。)を満たすことにより、適用料金額を上限として適用対象から減額するものです。

第4条(契約の単位)

当社は、1 の通信サービス契約につき、1 の本契約を締結します。

2. 利用契約者は、その本サービスに係る通信サービスの契約者と同一の者に限ります。

第5条（契約申込の方法・承諾・契約の成立）

本サービスは、本規約に基づき提供するものであり、契約者が本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きにより申込みものとし、当社がその申込みを承諾した時点で本契約が成立するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが実務上著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込みをした契約者が、当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
- (4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。

3. 当社が、第1項の規定により申込みを承諾し本契約が成立した後に、利用契約者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消し、本契約を解除することができます。

第6条（本サービス提供の終了）

当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2. 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を利用契約者に通知します。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りではありません。

第7条（利用契約者による契約解除）

利用契約者が本契約の解除を希望する場合は、本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出るものとし、当社はその手続きが完了した時点で本契約を解除するものとします。

第8条（当社による契約解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、利用契約者に何らの催告をすることなく、本契約を解除できるものとします。

- (1) 利用契約者が本規約に反する行為をし、または違反状態に至ったとき。
- (2) 本契約に係る通信サービス契約について、通信サービスの利用契約の解除があったとき。
- (3) 第6条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
- (4) 利用契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (ア) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる

相当の理由がある場合

(イ) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(ウ) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

(エ) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合

(5) その他、当社が当該利用契約者による本サービスの利用の継続が不相当と判断したとき。

2. 前項により本契約が解除された場合、利用契約者は本サービスに関連して当社に対して有する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務の全額を直ちに支払うものとします。

第9条(合意管轄)

利用契約者と当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条(準拠法)

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

(実施期日)

この規約は、平成24年3月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規約は、平成25年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規約は、平成26年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規約は、平成26年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規約は、平成27年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規約は、平成27年7月1日から実施します。